栃木県北部で幼稚園を経営する申立人について、放射性物質回避を原因とする園児の退園に伴う逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人学校法人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記1の損害項目(下記2の期間に限る。) に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、 本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

営業損害(ただし、園児A、同B、同C、同D、同E、同F及び同Gの保育料及びバス代)

2 期間

平成23年9月1日から平成24年3月31日 ただし、園児Gについては、平成23年11月1日から平成24年3月 31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目 に掲げる損害の賠償についての和解金として金1,044,000円の支 払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人及び被申立人は、第1項の1に掲げる損害項目(ただし、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月25日

(仲介委員 太田うるおう)